一橋慶喜の書翰、

河 内

郎

一、岩瀬忠震関係書翰の再補遺

稿までに洩れたことは、全く筆者の不明の致すところである。

(続)に続いて、宇和島伊達家文書の、幕臣書状であるが、岩瀬忠震関係の文書で洩れたものを紹介する。前

前稿

九、 (宇和島伊達文化保存会蔵「名士書翰一、串宇題」 (安政五年七月) 四日、岩瀬忠震書翰、橋本左内宛

=鈴村譲関係史料、巻子、一一点の内第四)

「昨夢記事」十五(刊本四、三三頁)所引 『橋本景岳金果』二、五七六号(一○○四頁所引)

伊達宗城とその周辺三――河内

「橋本兄」(端裏封ウワ書)

巌

難

叶候ひき

○魯人も、今日到着、 拝謁の手続と可相成処、御承知にも可有之、上天之日蝕にて、甚不都合ヲ極申候、御賢察③

候哉と被存候、浦賀より追かけ候船、品川大森沖にて追付き候処、一封の書を、時務宰相へ出し、早速御返事伺度○英は、去ル二日下田へ入津、今ハツ時比、品海へ三般とも乗込候由、此様子ニ而者、定而餘程手強ニ押かゝり可申

○如此、萬国輻湊、誠ル不容易時勢ニ候処、時務大臣、各国の時情漠然にては、誠に、百事公雑にのミ有哉、悉く機(事)坐候、明日にも、一応接候ハゝ、少々は、模様も可相分候、類船は数艘有之と申之居候由、使節乗り組参り居候 と中事申出候由、其外相変義も無之、下田へ立寄、亜人召連候、ヒユスケンへ通詞也〉を為乗組、参り居候由ニ御と中事申出候由、其外相変義も無之、下田へ立寄、亜人召連候、ヒユスケンへ通詞也〉を為乗組、参り居候由ニ御

如何様可相成候哉、何卒、早々、例え御工夫之度、平謙も、前文之次第、外に如此き緊要之事

可託ものも無之、只々当惑、何卒、神速ニ御良策有之度候

先をも失ひ、果は、

○天上之事も、昨今は御平也、 両喝蘭医の調剤ニ相決候様ニ御座候

○英之来、幸乎不幸乎、 未可知、 呵 彦®々

四日夜認置 兄⑦

秧

平謙=平山図書頭敬忠、謙二郎、 徒目付から書物奉行。日付岩瀬忠震の意を体して動く。その故、 「安政大獄ニ連座」

2 魯・英=英船(使節エルギンElgin)七月二日下田入津、七月四日品川へ乗込む、八日に上陸、芝西応寺に入る。 ロシア (使節プチヤーチンE. Poutiatine)七月四日、下田を経て神奈川に入津、上陸、江戸芝真福寺へ入る。

- 3 上天之日蝕=この場合は、将軍の危篤状態をいうか。
- (5) 4 ヒユスケン<通詞>=Henry C.J.Heusken、一八三二年一月二十日、アムステルダム生れ。オランダ人。 駐日アメリカ 時務(事務か)宰相=英・露使節との応待にあたったのは、老中太田資始、同間部詮勝

総領事ハリスに雇われ、一八五六年(安政三・七・二十一)ともに下田に到着。ハリスの対日交渉に協力、さらに、 から、英国使節エルギン卿(ブルースBruce)の通訳、ドイツ(プロシア)使節オイレンブルグの通訳もつとめる。 天上之事=将軍家茂の容態。実はこの日七月四日死去

断している滞日日記がある。Japan Jourual. 「〈壹-「〈╮ ̄( 「ヒユスケン日本日記」 麦木板朗訳、岩波文庫〉 万延元・十二・五(一八六一・一・十五)薩摩藩士に襲われ、翌日死去、安政五年四月二十七日(一八五八・六・八) で中

彦=ひこ=肥後守=岩瀬忠震 秧=おう、さなえ(早苗)=さない=橋本左内

一、一昨夜(七月二日)橋本左内から岩瀬への書状への返書 英船に続いてロシア船の来船で対応多忙

、英の態度は強硬、下田から米使(ハリス)の通訳ヒユースケンを連れる。

諸国との応接輻湊、事態は容易ならず

伊達宗城とその周辺三――河内 将軍家茂の容態、 蘭法医を採用か

(同前、一一点の内第五)

「昨夢記事」十五(刊本四、三三五)に、平山謙二郎よりの投書として所引

「橋本左内様

岡田藤三①

急 用 [

過日者、度々貴翰、魯船渡来ニ付、金川御出張之折柄ニ而、② 不得拝趨、 遺憾、 昨帰府、 退散可仕、升堂可仕積二候処、

又々英船渡来、蒸気三隻なり、ニ付、只今出張可仕御座候、次第ニ寄、数日、

贅一話可相或も推計、

其前、火速ニ拝

謁いたし度義有之、又貴意をも相伺度、夜中ニ而も不苦候ハ、御伺御断、尊宅江被参候歟、急速可取計可被下候

○今日九未明、出張三積、急々御報被下度、御門前ニ拓、羅歴仕候也

○萬々一、邏所出入難キ時ハ、急々可断可被下被、速ニ出張、期ニ後ル能はされハなり、面語スル不能時の為メ、左 ニ、心事ヲ掲く、英船追々数隻渡来之由、狼狽の情ニ乗し、外国事務を謀ルの 賢相を挙ル策、火速ニ被行候様、

宇遠ニ御説得有之度、③ 此事の行ル、此一挙ニあり、此事と小やうこふやら、纒り候上ニ当ハ、又々因循と可相或

肝心の後善ノ計ヲハ度ス云々、真ニ可憂、又此事ニ就て、妙策あらハ、施し度可相之、 吾党の憂ル所ハ、後善ニあり、渠ノ然ル所ハ、夷ニ接スルニアリ、接夷畢レハ、賢才ハ入ラスト之情とあり

御投火希申候

## 景岳先醒 七月七暁

敬④

書である。 文書編―』)。『景岳全集』で、岡田については未詳としているが、この書翰は、末尾に「敬」とあり、平山謙二郎敬忠の 庫』の橋本左内関連書翰巻軸八巻のうちの「その三」に、岡田某書状とあるものであろうか)(『春嶽公記念文庫解説目録― 岡田藤三=未詳、「橋本景岳全集」二、四五○号に同人より橋本左内宛の書状(福井市立郷土歴史博物館『春嶽公記念文

③ 宇遠=宇和島藩伊達遠江守宗城。海防や外国事務を専管する一局を設け、伊達宗城を総裁として推さんとする動きについ ② 魯船渡来=安政五年七月四日、ロシア使節プチャーチン、神奈川に来航上陸。英艦三艘、続いて又一艘、長崎、下田経由: ては、前号の拙稿のうち、「五、安政五年前申の岩瀬忠震の動静記録」参照) 江戸湾に入る (前番書翰読②)

敬=平山敬忠、謙二郎、図書頭 一、ロシア船に次ぎ、英船渡来、事態の切迫

、夜中にても、訪問いたしたし 「外国事務局」設置と伊達宗城の説得の要

本号の主題は、宇和島伊達家文書の中の、一橋慶喜の書翰である。時期は、文久三年以降のものであり、 安政五年十一月二十三日、封を基嗣宗徳(天保元年生、遠江守、宗城養父宗紀=春山の実子、遠江守)に譲って 既に宗城

たん退隠後、文久二年七月、一橋家を再相続して、将軍後見職として、幕政の中枢にある。 一方一橋慶喜(天保八年生、水戸徳川斉昭七男、弘化四年九月=一八四七一橋家を嗣ぐ、刑部卿) は安政六年八月

退隠、伊豫守を称する。

二日に京を出て、五月八日江戸着で一たん帰東、十月二十六日に再び江戸を発って海路を西上、兵庫経由で、十一月 文久三年正月五日、一橋慶喜は、将軍家茂の上洛(三月四日)に先立って入京、正月十日に初めて参内、四月二十

二十六日に入京した。

将軍職就任、そして大政奉還、鳥羽伏見設勃発、江戸帰着まで、引続いて京ないし大坂の地にあった。 以後慶喜は、その十二月三十日に朝議参豫の一員を命ぜられて、いわゆる参豫会議を構成、その辞任、同会議解体 元治元年から慶応四年の冒頭まで、禁裏守衛総督、将軍家茂の死去(慶応二年六月二十日)後、徳川宗家の継承

文久二年まで丸三年間引続き宇和島にあった。文久二年十一月、関白近衛忠煕を通じて伝えられた上京の内勅によっ て、十二月十八日に入京、翌文久三年正月三日に参内、三月二十七日、京を発って宇和島に帰った。その間、入京し 方、 前宇和島藩生伊達宗城は、安政五年十一月二十三日に致任、退隠後、その年十二月二十三日に江戸を離れ、

た将軍家茂とも会い、三月十一日には、孝明天皇の下・上賀茂社行幸、 攘夷祈願に、慶喜らとともに供奉している。

参豫会議は、 京都守護職)、松平慶永(前福井藩主)、山内豊信(前高知藩主)とともに、合わせて五名、朝議参豫を命ぜられた。 文久三年十一月三日、再び上京の朝命を受けて入京、十二月三十日、一橋慶喜(将軍後見職)、松平客保(会津、 翌元治元年正月十三日に島波久窮(鹿児島藩主父)を加えるが三月九日に解体、四月十一日、宗城は京

からの暇を許されて、宇和島に帰国した。

任した。即ち、 るが、続いて明治元年(慶応四年)八月、天皇の東京行事に供奉して東下するまで、京・大坂で、新政府の要職を歴 八月二十三日に一たん宇和島に帰って、十二月二十三日、幕村崩壊後に入京、十二月二十八日に、 その後、慶応二年九月、朝延より上京の命を受けるが、翌慶応三年四月十日に宇和島を発って、 軍事参謀、外国掛、大坂鎮台外国事務、大坂裁判所副総督、議定・外国事務兼職、 新政府の議定とな 同十五日に入京、 外国知官事、

七冊の、宗城自筆の日記に記録されている。 この間の伊達宗城の在京の記録は、 『伊達宗城在京日記』 一冊(「日本史籍協会叢書」)として公刊された。次の (愛媛県宇和島市宇和島伊達文化保存会所蔵)

- (1) 「奉蒙 御内勅上京始未密誌
- (文久二年九月二十六日—文久三年二月二十四日、第一回の上京)
- (2)「依 御内勅在京日記」
- (文久三年二月十五日―同年五月二日、同前の在京のづづきから、 宇和島帰国)
- (3) 「文化三発亥初冬、 伊達宗城とその周辺三――河内 依 勅命上京前後手留、同四甲子春正月十四日迄日誌.

- (文久三年八月三十日—十月十七日宇和島発、伏見経由入京—元治元年正月十四日、第二回の上京)
- ⑷ 「元治元、二月廿日改元、文久四甲子在来日録、正月望より此日大樹公御着京、三月晦日迄」
- (元治元年正月十五日―三月三十日、同前の第二回の滞京のつづき)

(5 「元治元甲子四月朔日より在京日録

- (元治元年四月一日―同年五月一日、同前の第二回滞京のつづき、そして宇和島帰国)
- (6) 「慶応二丙寅九月七日上京勅命ヨリ手留」
- 〈慶応二年九月七日―同三年八月二十三日、三度び上京の命を受けてより、慶応三年四月十五日着京から、八月二
- 十三日宇和島帰国の第三回上京\_
- (7) 「慶応三丁卯臘月再度上京日録
- (慶応三年十月三日―明治元年二月十二日、幕府崩壊後、新政府の要職についた第四回の上京)

降と考えられるものであり、慶喜は、将軍後見職、禁裏守衛総督、そして将軍として主として京都にあり、一方宗城 宇和島伊達家文書の中の一橋(徳川)慶喜書翰は、慶喜の将軍擁立運動があった安政期のものは無く、文久三年以

第一回上京にあたる文久三三前半は、朝延主導による五月十日の「攘夷断行」に向う時期であり、後半は、八月十八日改変 その間の伊達宗城の行動については、先述の通りの、彼自身の「在京日記」がある。この宗城と慶喜が京都で接した宗城の

は、文久二年十二月の、勅命による入京以降、四回にわたる京都滞在と宇和島帰国のくり返しの中にある。

城と慶喜の接触の中には、かつての一橋派といわれた松平慶永、山内客堂らが、依然としてかかわってくる。 後の転換期であり、 朝延主導の公式合体体制=参豫会議の短期間での互解期で、宗城の第二回上京期にあたる。この間の宗

そしてさらに一年半後、慶応二年は、将軍家茂の死、慶喜の継承の時期であり、慶応三年前半の第三回目の入京、

大政奉還後の新政府に深く関わる宗城の第四回目の上京が続く。

以下一橋慶喜関係の書状一九点(参考史料も含む)(袋には「十七通」とあり)は、

第一に、文久三年冒頭、すなわち、先述の宗城第一回上京、慶喜と宗城がともに京都にある時期のもの(一~五の

五点)、宗城の「在京日記」の⑴・⑵にかかわるもの

第二に、元治元年前半、すなわち、同じく宗城第二回上京、慶喜は一たん帰府して再上京、ともに朝議参豫として、

「参豫会議」を構成する時期を含むもの(六~九)、宗城の「在京日記」の⑶・⑷・⑸にかかわるもの

第三に、元治元年後半以降、慶応元年、同二年に至る、宗城が宇和島に帰国している期間のもの(一○∽一五)

の三者に大別することができる。

とくに、宗城の「在京日記」の当該個所との関連が注目されるのである。

喜公伝』や『伊達宗城在京日記』等との関連を示す。未刊の「藍山公記」その他の編さん物にも引用されているが、 史料は、何れも、宇和島伊達文化保存会蔵の伊達家文書「御重書 乙、御書翰類」のうちの原本であり、 『徳川慶

それは註記しなかった。

(文久三年)正月十四日 一橋慶喜(京都)より、伊達宗城宛 (京都)

を収む=による)「史料編」一所引、一七○号 『徳川慶喜公伝』巻五(附録一)(以下、東大出版会復刻の「続日本史籍協会叢書」=全八冊の公伝のうち史料編一、二、三、

**メ** 

伊達明公 

貴酬

橋迂人

天盃頂載被仰付、難有奉存候、如仰、此節ハ、 杂雲致拝読候、春暖之候候得共、先以御清安被成御起居、欣然之至ニ候、然者、過日者 朝廷注目之折柄、一言一行をも謹慎可加者、段々御教諭之段、不 参 内 奉拝 龍 顔(1)

減大慶奉存候

今夕御来臨之儀

意味合有之、其故、猶相伺義者、武田を以て可申入様、具致承知候

朝廷或者堂上方ニ而、失敬致候とも、堪忍致候様、誠ニ御尤至極、其心得ニハ候得、扨又心付可申候

未幾日と治定者不承候得共、推考ニ者、多分十五日後と存候得共、猶又早々ニ御上洛有之様可申候 大樹公御上洛、何分ニも、早き方可然旨、御尤ニ候、因州にも、右御模様次第ニ而、浪華進退可致との趣、

、学修院ニおゐて、両役江面会、御用談有之、右御用之趣者、

者不及候、其節、攘夷之儀 皇国之人権尽果候とも、 乍志、 御動き無之様、御決心之程奉願候、 此節諸藩之様

別紙覚書之通候間、

為御心得相廻申候、

尤御返却ニ

子を考候ニ、右様ニ迄決心之者無之位ニ被存候旨、申置候

候右御報旁申上候、以後御書面被遣候ハゝ、武田迄御廻し之方可然、小子よりも、同人を以て密に申進候様可致候、 春嶽、容堂、幾日頃出帆候哉、道路之風説のミニ而、 未訖与致候儀も不承候得共、最早可着之比与、 朝暮相待申

何レも貴酬迄、 如斯候、 両拝

十四日

三四

(奥封)

伊達明公 (緘

一橋

**貴酬** - 核変力

① 過日参内=文久三年正月十日、慶喜は入京後初参内

2 文久三年正月京都発、大坂を経て帰国の途につく。正月十九日、姫路から再び上京、二十二日帰京。 因州=因幡鳥取藩主池田慶徳、徳川斉昭五男、慶喜実兄、このときは相模守。因幡守と称するのは、 慶応元、五、二十六。

3

局として、東京に面興され、同十年十月、天皇から「学習院」号を受ける。「慶喜公伝・史料」では「学修院」としている

天皇が「学習院」の直額を下賜。明治二年に廃止令が出たが、残置、同三年京都府へ引渡される。明治七年、華族会館勉学

学習院=弘化四年三月九日、京都御所建春門外に建設開校された公卿の学校。当初は学習所と称し、嘉永二年四月、孝

文久三年正月十三日、学習院に於て、慶喜、両役(議奏・武家伝奏)と会談、攘夷の決断につき建言 が、原文書も「学修院」である。

路上京の途につく。在京の高知藩主山内豊範が、その入京と入れかわりに帰国を許される予定。 春嶽・容堂=前福井藩主松平慶永(当時政治総裁)、前高知藩主山内豊信。ともに江戸にあり。容堂は正月十日江戸発、 一、過日参内。宗城へ朝延への配慮の上での行動を勧める。

一、今夕の宗城の訪問、用件は武田を以て申入れるべし

一、朝延・堂上方の言動は、見過すべし

こ、褒長へつたい、全習完でつ書言一、将軍上洛は早きほど良し

一、攘夷への決心、学習院での建言

、松平春嶽・山内容堂の上京を待つ

一、打払いは笑止千萬

密役は武田に仲介

伊達宗城とその周辺三――河内

伊達宗城は正月三日参内(「在京日記」⑴) 又 正月十四日、 宗城より慶喜へ呈書 (同前

二、(文久三年)正月二十六日、山内容堂・伊達宗城連名宛

「慶喜公伝」巻五(「史料篇一」所引一八二号

朶雲拝誦、今日因州参会可致ニ付、御教諭之件々、感銘之至候也、今日者、粟田宮江相越し候筈ニ付、参会相断候、

も無之、為国家、私論義彼是可申義聊無之、百事共に相談尽し可申心得ニ候、乍憚休意希候、各位御懇切之段、奉厚 小子俄雪ニゟ風邪ニテ、押而も今日者出出致し兼、栗田宮之方江も御断申入候、因州方之義者、元より同胞合躰申迄

正月廿六日

伊容 豫堂 宇様 様 中納言

栗田宮=青蓮院言入道尊融親王

内容 一、返信(当日正月二十六日、宗城・容堂より、慶喜・池田慶徳宛書翰=「慶喜公伝巻五」=「史料篇第一」 一八一号 への返信)

慶喜と因州(池田慶徳)の同心協力

なお、宗城は正月二十六日、慶喜と春嶽へ呈書(「在京日記」⑴)

三六

三、(文久三年)正月二十六日 慶喜 (京都) より宗城

「慶喜公伝巻五」史料編一所引、一八四号

伊豫守様

奉復

中納言

瑶簡拝披、震艮益御清暢、奉賀候、昨朝者、 出前雑取中、別而失敬、其節、件々御内諭も有之、青門公之方へ罷越、①

種々御移し申度義も有之、御伝言も有之候間、拝眉之節、委細三寸上ニ而尽可申候、土州老公へ御面談之節、甚御盛都合も宜敷多謝、青門公ニも、聊無御隔意、又小子見込をも、無腹蔵吐露、甚麗々落々之事ニ候間、御降心科候、尤 会之義と按察いたし候、土佐守出立等之事ニ付、被仰下候云々、承諾、御二会も宜敷御鶴声希候、将又、張札之義、会之義と按察いたし候、土佐守出立等之事ニ付、被仰下候云々、承諾、御二会も宜敷御鶴声希候、将又、張札之義、

奇事也、御同諭候也、風邪平臥中、乱毫、御按読、貴酬のミ、頓首

正月廿六日

× ( 奥封)

伊豫守様

中納言

1 青門公=青蓮院宮入道尊融親王、栗田宮

伊達宗城とその周辺三――河内

三七

三八

内容 3 引紙=正月二十四日、青蓮院宮邸、近衛邸・鷹司邸に投文あり 土州老公=前当知藩主山内豊信、正月二十一日、海路江戸から大坂に着、二十五日入京、宿舎東山智積院 一、返信(当日、正月二十六日、宗城より慶喜宛書状=「慶喜公伝巻五」史料篇一、一八三号への返書)

(文久三年) 二月十二日、慶喜 (京都) より宗城 (京都) へ

一、青連院宮を訪問

四 「慶喜公伝巻五」史料第一所引、二〇四号

「宇和嶋老公 「宇和嶋老公

橋

御清安欣賀々々、然者、昨夜之義ニ付御相談申度裁有之候ニ付、御都合次第、今日中ニ御来臨可被下候、不備① 二月十二日

(奥付)

王机下

橋

宇和嶋老公

......

1 内容 一、二月十一日の勅命につき、面談致したい。 なお、この慶喜来翰は「在京日記」⑴二月十二日条 命を伝える。 昨夜=二月十一日、議奏三条実美、武家伝奏野宮定功ラ八名の公卿、慶喜旅館東本願寺へ赴き、攘夷期日決定を命ずる勅

Ŧ, (参考)文久三年二月二十六日、徳川慶勝、一橋慶喜・松平慶永連名呈書

仕掛可申と書面ニ御座候<右廿日付三月八日二相当り候>右申立之趣は素より難承届儀ニ付、何れにも戦争ニ及候は 戸守衛可致旨申し遣度奉存候、大樹旅中故、不取敢此段奉言上候、已上 ニ有之、留守中少人数ニ至当は守衛行届、夫々手配申付度、右ニ付水戸中納言は最早旅中と存候間、早々引返し、江 必然に付、別而大坂港之儀は早々警衛可致、依而は諸大名夫々差遣し候様仕度、江戸表之儀も和宮御方其外在城之儀 候ハ、直様戦争可及旨、且、将軍留守中之儀故、京都迄承りニ差越候日積を以、廿日を相待返答無之候ハ、直様戦争 始末存居候者呼出し、理非相糺可申、其趣相達候処、未差出候内、此度ノ英国より軍艦差向、別帋申立之通聞届不申 昨戌年八月、嶋津三郎儀江戸表出立之節、松生麦英吉利人両人相果候ニ付、英吉利人と応接方も有之候ニ付、其節之 宇和島伊達家文書「御書翰類」では、松平春嶽の束にあり「慶喜公伝巻五」史料篇一所引、二一一号

二月廿六日

一橋中納言

松平 春嶽

1 ギリス人一名殺害、二名傷害の、いわゆる生麦事件 去成年八月云々=去文久二年八月二十一日、江戸から京都への帰還、薩摩藩島津久光一行の起した、武蔵国生麦村でのイ

八日に当る)とし、英船の鹿児島派遣に幕府役人の乗船を求める。 返答云々=二月十九日、イギリス代理公使ニールNeale、生麦事件賠償三か条を幕府に示す。回答期限を二十日間

一、尾張大納言慶勝、将軍後見一橋慶喜、政事総裁松平慶永(二月四日入京)三名より、関白鷹司輔熙への呈書二通の

伊達宗城とその周辺三――

四〇

内の一。もう一通は京都守護松平容保を加えた四名連名

、大坂城の旅大名による警衛

、将軍(二月十三日江戸発で上京途次)夫人和宮の在城する江戸城の留主警衛不安のため、水戸家徳川慶篤(二月十 入京後(三月五日に着)帰府させることとなる。 六日江戸発で上京途次)の江戸引返しの提案。次の日の二月二十七日、この命令が慶喜に出されるが、慶篤は一たん

(文久三年) 三月十日 慶喜(京都)より宗城(京都)へ

「慶喜公伝巻五」史料篇一所引、二二一号(別紙共)

「伊達宗城在京日記」②三月十一日条に「一橋公より投書、大意」として所引

斜封紙)

伊達伊豫守様

筆啓上仕候、弥無御障、奉賀候、今般御上洛之上、弥以① 橋中納言

出候得共、其頃与者、時勢も一変仕、且、先日還御以後、廿日相立、拒絶え応接可及旨申上置候得共、当時、英夷よ 成候当可然哉存候、併、先年御請ニ相成候節、諸大名策略見込等取集、衆儀一決之上、攘夷ニ取掛り可申旨、 被 仰

御直二攘夷之儀御請相成候ニ付而者、

別紙之通、

達し相

り申立之儀も有之候而者、右をも不相待、応接江も取掛り候方ニも可有之ニ付、前文之通達し相成候而可然と存候!

可否共御報相願候、以上

三月十日

橋中納言

伊達伊豫守様

(別紙)

攘夷之 詔、 御奉戴ニ付、早々拒絶之応接ニ及び、外夷承服不致節者、速ニ打拂候様被仰出候間、一同厚相心得、

御国辱不相成様可被抽忠勤候

1 御上洛=将軍家茂、三月四日、大津から入京、二条城に入る。 一、将軍上洛の上での、攘夷決定とその布達へ向けての協議

内容

七、 (元治元年) 正月八日、慶喜 (京都) より宗城 (京都) へ

「伊達宗城在京日記」4元治元年正月九日条に「昨夜一橋殿より投書、左之大意」として所引

長面大人 天下大剛情

御勇健、

欣然之至ニ候、

過日、

貴君より御建白

御供之者も大ニ安心

被成候、

可致哉、任心付、

正月

往来人留之義、明日ニも被仰直候様、致度候、左候得者、御入京之節より、左様相或、 此段申上候、草々不備 然者、昨日兵庫港に御着船被遊候趣共、筋より申越候、就而者、①

剛

八日

長面大人

伊達宗城とその周辺三――河内

昨日兵庫港御着船=将軍家茂、再度上洛(文久三年十二月二十八日、品川から海路出帆)、正月八日大坂着、大坂城に入

宗城の建白=将軍の大坂・京都滞在中、往来人の通行制限をかねてから建白、この日正月八日、慶喜よりも関白へ取次が

一、将軍家茂面上洛、兵庫(実は大坂)着の報

一、大坂・京の往来人制限の件

(元治元年) 三月十四日

「慶喜公伝巻六」史料篇二所引、三六六号

剛

長面大人

「渋沢編纂所付箋」(端裏付箋)

て取入、過日到着致候ニ付、掛御目可申之処、玉少々大きく、間ニ合兼候ニ付、鋳形新規中付置候、出来之上ニ而 御清安、欣然之至ニ候、然者、先頃御約束致置候十四日発打鉄炮、何分横浜ニ無之趣ニ而、十六発打鉄炮、江戸表に

掛御目可申哉、又は、餘り延引なく、先ツ相廻可申哉、過日、 於 営中御詰可申存、居失致候ニ付、存書候間、此

段申上候、御序之節、 鳥度被仰越候様致度候、早々不備

長面公

三月十四日

## 「一橋中納言殿書留(整理封筒に注記)

御返書ヲ持帰レル由見ユレハ、此書ハ恐ラク其日ノモノナルヘシ 此書翰ノ事、藍山公御日記ニハ見エサレトモ、一橋家記録元治元年三月十四日ノ条ニ、書院番海老原国太郎御直書ヲ持参シ、 (渋沢編纂所註記)

内容 鉄砲提供の約束、横浜にて入手出来事ず江戸にて入手)

九 (元治元年) 三月二十日、島津久光、 伊達宗城連名宛

宇和島伊達家文書には、写共二通あり「慶喜公伝巻六」史料篇二所引、三六七号

(斜封紙

伊豫守殿 守殿 [殿 中納言

...............

(裏面に「伊豫守様

益御勇健、欣然之至候、然は、参預御免被仰出候ニ付而ハ、御用部屋江御通被成候義も御免相成候様被成度、② 大隅守])

趣申上、 内被仰付候趣有之、当今不容易形勢ニ候得者、是迄之通り、 思召相伺候処、願之趣は尤ニ被思召候得共、参豫之儀も名目御止メニ相成候迄ニて、御用之節是迄之通 時々登 城致し、心付之義は、 無腹蔵申上、

御願之

御 何

相談も被遊度ニ付、是迄之通、 伊達宗城とその周辺三――河内 御用部屋へ御通被成候様被遊度旨、 御沙汰被為在候、小子ニおゐても、 此形勢故、

分ニも、 公式之御為御尽力被成候樣致度候、 此段中遣度、 如斯候、 草々不備

三月廿日

中納言

大隅守殿

伊与守殿

大隅守=島津久光、薩摩藩主島津茂久父

2 参預御免=元治元年三月九日、一橋慶喜、松平慶永、伊達宗城、松平容保、島津久光の五名、 朝議参預を辞任

内容 一、参預辞職認められる

、今後も、御用部屋にて、幕政に発言を求む

なお、各人の参預辞職前後の「在京日記」4には、慶喜、久光、慶永等の間の動きが記されているが、「橋公之所業、

実不可解と申合候」とある。

(元治元年)四月三日、慶喜(京都)より宗城(京都)へ

「慶喜公伝巻六」史料篇二所引三七六号

長面先生 剛

御勇健、欣然之至候、然者、摂海砲台御築造ニ相成候ニ付、①

相或候方可然、就而者、高割を以て、萬石以上之向江出金被 御付可然旨、過日大蔵方ニ於き、御内談申候処、右 御宸翰之御趣意ニ基き、全国之力を以て、御成功ニ

一同より為願候方可然哉、断然上より被仰出候可然哉、今朝大蔵方に、見込ミ趣承候処、同人義は、上より被仰

出候方可然旨申越候、貴意如何、 無御腹臟被仰下候様致度候、 不備

長面先生

再白、本文之義、芋之見込も御聞合可被下候、不一

1 護職辞意や、摂海防禦策について協議。 摂海砲台云々=例えば、元治元年三月三十日、京都守護松平慶永邸に、慶喜、宗城、島津久光の元参預が会合、 慶永の守 「在京日記」4の三月三十日条に記事あり、 「十五ケ所惣砲数八百門」云々

内容 芋=さつま、島津久光 久光へも聞合せ、 一、摂海防禦砲台築造費の大名賦課問題、慶永は賛成、宗城は如何。

2

大蔵=大蔵大輔、京都守護松平慶永

(元治元年) 八月二十九日、慶喜(京都) より宗城(宇和島)

「慶喜公伝巻六」史料篇二所引、四四九号 (宗城筆) 九月十二日達八月廿九日認

伊豫守殿 長面大人 中納言

剛

........................

伊達宗城とその周辺三――河内

四五

候所、外国と和談相整、 運び兼、 本月旬九之華翰、 無御伏蔵被仰越候様致度、朝夕変化之世態、当地之苦心も御察可被下候、書外鴻音、期後日候、貴酬迄如斯御座候、 公御進発も御沙汰ニ相成候節、 ① 時下秋冷、 事二付、縷々被 今以而御進征御日限も相定不申折柄、 御起居如何と、南望在候、折柄、 無滞相遠、致披見候、先以御帰邑後、益御勝常被成御起居候事、心外御疎遠之段、 仰越候、事件悉く得其意、殊ニ密々御探索之事情、彼藩内情も相分り、 引拂ニ相成候よし、 最早御因循被成候訳者無之候得共、三百年間開始而之兵革、 此節、 分国之戦争一条、 得鴻書、委曲領得、猶得貴面候心地、欣喜不啻候、 不日耀兵威、 内外挾擊之姿ニ相成候段、 凶徒一掃之事ニ可相或、猶御心付之義も御座候ハ、 諸藩ニも深く懸念も有之 自然諸藩之糾合も容易ニ 大慶此事ニ御座候、 然者今般征長之 赤面此事ニ御坐 大樹

八月

草々不具

剛

廿九日認

長面大人

再白、 随時、 猶関東江者、 折角御加餐御坐候様、 小子より相運ひ可申奉存候、 為邦御家不堪祈望候、 以上 本文、防長内情、 其後相分候義も候ハゝ、早々御申越ニ

伏見・京都蛤門等の戦闘、

長州藩兵と諸藩兵の交戦。七月二十三日、

朝廷、

禁

分国之戦争=文久三年五月十日、萩藩の下関海峡外船砲撃、五月二十三日二十六日等再三砲撃。

裏守衛総督一橋慶喜に、萩藩追討令を出す

征長之一事=元治元年七月十八~十九日、

1

六月一日、五日、 諸外国の下関諸砲台砲撃、上陸占領、 いわゆる下関戦争

内容 一、八月十九日付宗城(帰国して、在宇和島)書翰への返信

一、長州藩(萩藩)の内情報知

一、三百年来の内戦

一、さらに防長の事情報知を求む

(元治元年) 九月十三日、慶喜 (京都) より宗城 (宇和島) へ

(斜封紙)

一橋中納言

客月念ニ朶雲、致披誦候、秋冷候得共、念御清安、欣喜此事ニ候、然者、防長御征討之義ニ付、縷々被仰越候事件、 御報

之、致痛心候、 却 逸々領承、殊々出崎御家臣より之密状御遣し、段々厚く御配心之事共、感荷之至ニ 致痛心候、 大樹公御造発云々、御発艦祈望罷在候得共、是又御模様相分不中、免角東西粗悟之情実のみニ而、② ② 一次のでは、一次のでは、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で 之番舶、東航後相紛、消息茂無 御書中之通、長英之和親破

諸藩之形勢も、何角不居合勝ニ而、此一事尤痛心御察し可被下候、書餘後鴻可申進、乍例紛冗中、草卒閣筆、頓首

果敢足り不申候者、殆辟易大息此事ニ御座候、総督尾州公被仰付候処、一圓御断之模様ニ相聞、

此上者如何候、当分

七九月)

十三日

伊達宗城とその周辺回

|-河内

一橋中納言

四七

四八

長面大人閣下

御報

本紙をそのまま斜封包にして) 九月十三日出

と五か条の講和を協定

長・英之和親=元治元年八月十四日、萩藩主毛利慶親、家老穴戸備前らを、英艦ユーリアラス号に送り、司令官キューパー

1

2 3 総督尾州公=征長総督 (尾張) 徳川慶勝、 大樹公進発=将軍家茂の江戸からの征長出兵問題 八月十三日、幕府出陣命を発す

一、八月二十二日付宗城書翰への返書 、長州事情の報知、とくに八月の、英国との講和条約問題

、樺崎附近からの外船の行方

将軍進発、総督尾州公の態度、諸藩の居合い等の不安

(元治元年) 十一月十一日、慶喜(京都) より宗城(宇和島) へ

「慶喜公伝巻六」所引、四六一号

(斜封紙)

メ ⑪ (緘)

伊達伊豫守殿 十一月十一日出

橋中納言

客月念二華墨相達、忙手拝展、愈以、起居御萬福之段、不堪謹賀候、

扨者、長藩江被遣候貴价、住返之顛末二付、同 ①

二異聞も承り不申候間、御懸念無之様存候、乍来、水実家之義、厚く御心、縷々御申越、忝次第御座候、小子も、深 申談之為メ、登 候様致度奉存候、肥前閑叟之義、全く伺(3) 之、痛心打過申候、 如何之内情歟と、相疑存候処、御書中之意を以而、推考致候得者、暴徒とも、又候奮起致候も可有之哉、彼是雑説有 至願罷在後、就右、御心付まゝ、扁々御洩未、逐一御尤千萬存候、然処、長父子共、此程又々山口江立戻候風聞致し、 候、尾総督も、此程発坂、本月中旬後攻掛り、軍期相触候由承及申候、何卒各藩憤励、不日奏功致し度、(②) く痛胸罷在候得共、長鞭不及馬腹、且内実者、品々事情も有之、容易ニ手を下し兼候都合ニ御座候、書外後鴻を期し、 人聞見之條件、 一々御内末、委曲得要領、毎度御至誠之程、不堪感荷、且、品々御配慮之事共、御賢労、此事ニ奉存 京之由申立候、内情如何と、疑候人も有之候得共、何れ之道、当地滞在、一旬ニ過ぎ不申候、 御親征御日限も、未た御因循、何分石邸之如者、関心此事ニ御さ候、猶御良考も候ハ、被仰越 天機候のミニ而、引取申候、昨年来、度々之 無音、空敷打過候、 為 皇国 御

十一月十一日

拝答迄、草々申進候、

頓首

中納言

伊豫守殿

2 1 尾総督 長藩への遣使=伊達宗城、宇和島城下の二寺の僧、等覚寺清崖、大隆寺晦蔵を徳山に派し、支藩主毛利玄蕃に謝罪を勧告 (徳川慶勝)=十月十六日大坂まで陣を進める。十一月に入って萩藩主毛利慶親ハ伏罪の動きあり、 進軍予定の十

月十八日を見合せる

肥前閑叟=鍋島斉正

4 水実家=水戸徳川家。三月二十七日藤田小四郎らの天狗党筑波山峯兵に始まり、藩内の争乱から、 武田耕雲斎ら約九百名

の西上開始(十一月一日、常陸から下野へ入る)

一、十月二十二日付宗城書翰への返書

宗城の使僧徳山派遣説得の報告

征長総督の攻撃指揮の動向

毛利父子山口へ移るか、藩内の不隠 (佐賀藩主鍋島斎正) の上京

実家の水戸家の内紛に痛胸す

「慶喜公伝巻六」史料篇二所引、四七四号

(元治元年) 十二月二十一日、

慶喜

(近江国塩津)

より宗城(宇和島)へ

(斜封紙)

伊豫守殿

丑正月達ス

貴酬

**\*** 

海津 津 ニ 而 日 日 日 日 認夜

候次第、逐一領承、段々御達論、 去月初九附御状、昨日落手、拝誦、 御周旋之件々、至極尤ニ存候、右防長御処置之義ニ付而ハ、種々之風評、 先以厳寒之節、愈御多祥、抃賀此事ニ存候、陳者、征長事件ニ付、御至密被仰聞 唯知不得

堪候輔粥申立て可有之候ニ付、只々多端ニ困却罷在候申、相察申候、 要領、痛心罷在候処、御書中にて、追々之手続き、明々了に相分り、不堪思謝候、尾総督も 野生の兼々御心配之水府脱走人一条ニ而、当月 一同及降伏候ニ付、凡千五六百人之人数、不〔〕 大任之義、且、軍事ニ

三日発京、

北江州海津迄出陣、

五六日前、

既二一戦之手筈二相成候処、

五〇

察し可被下候、 接候得共、 加州へ相預ケ、追而関東御沙汰相待候積ニて、一ト先着落相付ケ、一両日中帰京心得ニ有之候間、御申越御見込之件々 委細殿下へ申上候様可致、尚又、御進発、其度関東之御都合、帰京ニ候へハ、今後入京之閣老、松豆州も可及応 同人底意如何卜難計、此段、 陣中取込、 拝答迄、草々不一 野生張ニ付而も、 関東ニて者、品々議論も御座候らし、扨々世事不如意、

極月

廿一日夜

中納言

伊豫守殿

塩津ニ而

1 越前に入る。 水府脱走人一条=水戸天狗党面上部隊、武田耕雲斎ら一行、中山道に沿って美濃へ至り、十二月二日、縄帽子峠を越えて

禁裏守衛総督一橋慶喜、十一月三十日鎮定出兵要講を認められ、十二月三日京都を発ち、近江大津に滞陣。さらに同月十三

はそれを拒否、十七日を進撃開始と命ず。十六日、武田らは降伏書を提出。 武田耕雲斎らは、十二月十日越前国葉原に至り、十二日、嘆願書等の慶喜への伝達を金沢藩兵隊長永原甚七郎に提出. 日大津を発ち、堅田、今津を経て、十六日海津に着陣。

) 殿下=関白二条斉敬(左大臣文久三・十二・二十三から)

内容 一、十一月九日付宗城書翰への返信

松豆州=蝦夷松前藩主松前伊豆守崇広老中(元治元・一一・一○任、海陸軍総奉行兼帯老中格)十二月十五日入京

一、水戸天狗党西上への近江出陣、一行の降伏で落着一、防長処置への痛心、総督尾張慶勝は軍事輔粥役を希望

伊達宗城とその周辺三――河内

<u>T</u>

老中松前崇広入京、京都での任務 慶喜の近江出陣についての、関東の空気

Ŧ, (慶応元年) 三月十八日、 慶喜 (京都) より宗城 (字和島)

慶喜公伝巻六」史料編二所引、四九一号

(斜封紙)

, (1)

中 ·納言

四月朔日達 正月十八日発

「御一覧後、乞丙丁(端裏書)

下之義、

御過憂之件々、委曲被仰越、再三熟玩、毎度御至誠、悃惻之情、乍憚不堪感爥候、客月ハ、宮・白両老登京、迂拙東 孟春初五并二月旬三之芳翰、 無浮沈相達、忙展、 春暖之候、愈御多祥御起居、令欣賀候、扨、方今時勢之義二付、段々

候得とも、其実根拠、偶然ニ者有之間敷被相考、必定何と敷後面之手段可有之、過慮いたし候得ハ、只々幕府之御不 是祈候、白者、直様帰府、 宮ハ此節東馳いたし候、爾来之形情如何可相成哉、 素々両人西上之次第、餘り軽挙ニ相過

重而促迫ニ候、及進退、実ニ困難之場合ニ至候処、存外ニ垣路ヲ得、今日迄無事在勤致し候、此義御安心、

都合のミ相重ね候事ニ成行き、天下人望者益相離れ、後来智者ありといへとも、 如何とも不可為事ニ至り可申と、夫

満路之荊棘、只今之内一掃ニ及ひ不申ニ而ハ不相成候得とも、 致承知度候、尾督府も在京、 防長事務未た局面を終へ兼、内外多端、督府之心情も察 扨々食策無之、結句大鐵槌之力を借

るニ至り可申哉、 のミ痛心罷在候、

何分御賢考、

伊達宗城とその周辺三――河内

発も御促ニ相成候事ニ候得共、関東之形勢、中々左様之事ニ無之、僅ニ一介之使ヲ馳セ、たやすくニ魁を縛候手段ニ 候歟ニ相聞へ、何分軽滑之処分ニ而者、所詮鎮定之期有之間敷、此義、於 入候事ニ候、防長偵察之者御差出置之由、要領を得候義御座候ハゝ、早々御申越ニ致度、右国内ニ、愈割拠之體ヲ為 朝廷も深く御懸念ニ被為在、畢竟御進

き申候、心情海岳、 竜頭難尽、 唯祈、 諒察、 随時折角御自愛有之度存候也、不具 有之、徒ニ分裂を聞き候のみニ而、何益有之哉、天下之事、総て児戯ニ均しく、浩嘆々々、

御同意、苦心のミニ打過

三月十八日

伊豫守殿

中納言

貴酬

宮=丹後宮津藩主松平(本荘)伯耆守宗秀、老中(元治元・八・十八任)

1

白=陸奥白河藩主阿部豊後守正外、老中(元治元六・二十四任)ともに、手兵を卒いて入京。松平宗秀は慶応元年二月五日、

阿部正外は同七日。二月六日、慶喜は、宗秀に、上京の趣者をただす。

内容 両人二月二十四日京都を出、阿部は帰府、三月八日江戸着。本荘は三月十四日帰府の途につく。 一、孟春(一月)五日、二月十三日付の、各宗城書翰への返信 老中本荘宗秀、阿部正外入京の意味。朝廷は二月十日、参内、弁明を求めるも、両人不参。

一、防長処置局面の不通

将軍上洛の引伸しか云々

五四

(慶応元年) 七月十七日、 慶喜(京都)より、宗城 (宇和島) へ

「慶喜公伝巻六」史料篇三

中納言

(緘) 丑

同廿三日達 七月十七日認

書中、 義も無之、 事情御尋被遣候処、此義は大因却、絶言悟候事のミニ而、 呼出之義者、 畢竟 序相立、 上罷在候、 無之而は、 諸向懸念之模様と相替り、 間奔走ニ相労し居申候、 客月十三日杂雲、 甚慙縮之至リ、今般之周旋、会藩之力居多ニ有之、始終一轍、不撓不屈、誠ニ感服之事ニ候へき、 諸藩一躰ニ居り合候様子ニ而、後来之変革者、以さ不知、当分之形勢、先ツノ〜安心之場合ニ相運ひ申候、 且貴兄之義、是迄、 彼藩社稷存込は差置、天下之治乱ニ相拘、不容易義と、夜白痛心のミ罷在候段、察し可給候、 御良考も候ハ 大君御聡明、 当月下院迄には、模様も相分可申、其挙動ニ寄り、 山海無徂相達、忙手拝展、先以、秋暑如焚候処、御佳適之段、不堪抃賀候、 萬事平順之御模樣故、 陳者、上京形勢御尋被遺、 今尤之御都合至極御宜数、 仰越候様致度、 為国家御尽力之段、顕然ニ付、 祈望此事ニ存候、 前顕之情態にも至候義ニ而、 樓々御書中、委曲拝承、 徒而、 如何共下手之術無之、逐日乱敗之模様ニ打過き、当惑無此 拙輩嫌疑、 聊御掛無之義無之樣存候、 貴兄御嫌疑等之義、 廟謨も御変更可有之、何分ニも、 殆と餘程之勢、 拙輩、 第一、 御心配ニ御座候処、 何預ニ之有之候処、 具 今般、 猶此上者、御心付等之件は 防長御処置振も、 、御進発ニ付而は、、拙者不相替頑健、 恭順之道相立候様 当節、 段々御称場御 将又、 長藩武人御 悉く順 水家 京坂 最初

無御伏臟、夫 に御建白可然、 尚 為邦家御忠謨御尽し有之度存候也、書外、 付後略候、九拝

伊達伊豫守殿

七月十七日

橋中納言

2 長藩武人呼出=六月二十三日、幕府、広島藩を通じて、萩藩支族毛利元蕃(徳山藩主)、吉川経幹(岩国藩主)を大坂へ 御進発=第一回征長中止後の、朝廷主導による将軍上洛命令。家茂の上洛は、のち閏五月二十二日。

内容 一、六月十三日付宗城書翰への返信

召致ぜんとす

、将軍上洛で、諸事態好転 、慶喜は相変らず京坂間を奔延

、長州より毛利元蕃ら召致尋問の件の行方

水戸家内部の混乱(諸生・天狗の内証、殺りく)には、尽す手なし

(慶応元年) 十一月十一日、慶喜(京都)より宗城(宇和島)へ

t

慶喜公伝巻六」史料篇二所引、五三五号

(斜封紙)

......

十一月十一日認封⑪ (緘)

中納言

伊達宗城とその周辺三――河内

五. 五.

器ニ有之由、 拙者江も一物御遠投、毎日御厚志之程、忝存候、エンピール銃之義、兼て承り居候処、未た手ニ入り不申、餘程之妙 杪秋十三日御状、 此程見込御尋も被為在候間、 承も可有之、実に内外之混雑を極め、微力之エミ、板挾之進退、殆と相窮候処、存外ニ活路を開、郎念之形勢、先ツ 鶴壱羽御内献被成度趣ニ而、 時之回改ニ赴き候得とも、 御持合は、崎陽より御取入ニ相成候哉、尚御序ニ御申越ニ致度、将又当地、前月以来之多事、追々御伝 山海無滞相達、忙手開展、先以而、 御差越、則伝献無滞相済候旨、其節、御家臣迄申入置候間、疾御承知と存候、被掛芳意、 徒来外国事件、至極之難症、此一着未た担路には至り兼、痛心罷在候、且条約之義ニ付 何卒、無御伏臟、 御申聞二致度存候、此段御答迄、草々申入候、不具 愈御多適之段、令珍賀候、然者、 御遊猟として御出掛、 御獲物

十一月

中納言

十一日

伊豫守殿

尚々、 本文御答、 疾可申進之処、 旬日来、 夜白、 快寝も不致仕合、 其上、 不快等ニ而、 不心御疎潤二及候段、 御海

容是祈候、已上

内容 杪秋(九月)十三日付宗城書翰への返信 遊猟を楽しみ、獲物の鶴を献上の件

エンピール銃入手の件

内外諸間題の混雑

条約勅許問題の行方(慶応元年十月五日、 条約勅許、 兵庫開港不許可との勅書出る)

(慶応二年) 二月十七日、慶喜 (京都) より宗城 (宇和島) へ

「慶喜公伝巻六」史料篇二所引、五四五号

二月十七日認 伊豫守殿

中納言

(端裏に貼り札

御目附

波

多 国之助

前臘旬有二三并孟春初九、三回之鯉音、相達、致薫談候、先以而、陽春、愈御多福御超年之段、今遥寿候、此方不相

馬齢相加候立、御放念是祈候、扨は、密々被仰出候条約書、見込之義ニ付、御建白書御草案御廻し、致落手候、①

成り、最早着落之一段ニ相逢ひ候処、風聞之趣にてハ、中々平穏鎮定之訳ニハ、所註参り申間敷、 も候ハゝ、御申越御座候様存候、白山鳥差差越、早速坂地江相廻し、内献差取計候事ニ候、久々御容子も承知不致候(ギト) 様にも相成候事故、御任選第一之急務、申迄無之候得共、当今寥々乏人ニ候、扨々、相困り申候、藝地江閣老出張相 諸藩よりも、 追々指出候得共、何にも、防長御事済ならてハ、御評議ニも相成兼可申候、貴諭之通、人才次第、如何 猶御聞込、御良図

二付、数度之御回答相来、大略如斯候、書外後郵可申進候、不一

二月十七日

中納言

伊豫守殿

間敷哉ニ相考候問、 二啓、関東御固場之義ハ、坂地江申遣置候、乍去、此義ハ、関東取計之廉々奉存候、坂地之御評議のミニも参り申 猶可然同意候樣、 可致候、不具

伊達宗城とその周辺三――河内

五八

- 条約問題についての宗城の建白
- 芸地江閣老=老中小笠原長行、将軍より防長処置の全権を委任され、広島に向う。
- 内容 一、前年慶応元年十二月十二日、同十三日、及び本年慶応二年正月九日付、 、条約に関する宗城の建白書受領とその処置、防長問題解決後に評議か 三通の宗城各書翰への返書
- 小笠原老中の広島下向の成否
- 、関東固め場と大坂湾警衛との関連

(慶応四年) 二月、

慶喜より伊達宗紀(春山)へと、春山の返書

(1) (斜封紙)

徳川慶喜

此度、

御追討使御差向可被為

「此書付一差出御文通等、(中包紙) 明後可差扣旨、 朝延より御沙汰ニ成候故、相扣候事

不束より生し候義ニ而、 奉畏候所存ニ而、東叡山ニ謹慎罷在、其段、下々迄江茂、厚申諭し、仮令、 天怒ニ触候段、一言之申上様茂無御座次第ニ付、此上、何様之御沙汰御座候共、 在哉之趣遥ニ奉承知、誠ニ以驚入、奉恐入候次第御座候、 官軍御差向御座候共、 右者、 全臣慶喜一身之 不敬之儀 聊無遺

違之者、無之とも難申、右辺より恭順之意を取失ひ、不慮之義等有之候節ハ、猶更奉思入候而はならす、培萬之生霊、 等、毫末茂不為仕心得ニ御座候得共、敝国之儀者、四方之士民輔輳之土地ニ茂御座候得ハ、多人数中ニ者、 萬一心得

塗炭之音を蒙候様ニ而者、実以不忍次第ニ付、 無罪之生民、塗炭を冤れ候様仕度、臣慶喜、今日之懇願此事ニ御座候、 何卒、官軍御差向之義ハ、 暫時、 御猶豫被成下、 臣慶喜之一

右之趣、厚、 御諒察被成下、

前文之次第、 御聞届被為、 在候様、沸泣、 奉 歎願候、 此段御 奏聞被成下候樣奉願候、 以上

徳川慶喜

二月

(斜封紙) 謹封

(2)

閣下侍史中

伊達春山

謹而奉拝見候、御歎願之趣、 奏聞可仕旨、奉畏候、早速上京仕、委細

在、不相仕心底、不本意之至奉存候、幸伊豫守義在京罷在候間、

御書付早速相廻、具に

奏聞仕候様申遣候間、

奏聞可仕処、私遊者之義、且此節所労罷

此段謹而、乍恐御請奉申上候、恐々頓着、謹言

三月十三日

伊達春山

上書

御請

内容(1) 一、徳川慶喜(前将軍)慶応四年一月八日海路大坂発、同十二日江戸着。一月七日新政府は追討令を出す。二月十二

(2)日慶喜は江戸城を出て、上野東叡山寛永寺大慈院へ入る。その慶喜より、宗城養父伊達春山へ、歎願書写を送る。 、慶喜の歎願書受領(宇和島にて)

、春山自身は上京できず、在京中の伊豫守(伊達宗城)へこの旨を伝達

五九

## 一三、小結

の編集過程で調査され、その「附録」の「史料篇」に収録されているものの原文書による再確認にとどまった。しか 文久~元始期の、一橋慶喜と伊達宗城の関係を示す書翰は、大筋はすでに『徳川慶喜公伝』(大正七=一九一八刊)

し同書にも部分ごとに引かれている「伊達宗城日記」(「在京日記」とされるのは、ほんの一部分、その期間のもの

のみ)とね関連)、とくに、「在京日記」の当該部分との照合も行うことができた。

元治元年正月をはさむ、短期間の参預会議の時期では、そこに集められた六名の人物の相互関係がやはり問題とな 文久三年正~三月の奉剣上京期は、攘夷断行へ向けての京都情勢の中づの両者の協力体制がうかがえる。

る。一橋慶喜と、後から加えられた島津久光の「対立」は、種々の要因を背景として根深いと理解されるが、宗城は、

慶喜とも久光とも、相互な極めて「良好」な関係にある。

(本稿は、引続いて昭和六十一年度文部省科学研究費一般研究Cによる研究成果の一部である)

(一九九〇・四・二十)

△筆者の河内八郎氏は平成二年五月一日に亡くなられた。本稿はその絶筆である>